

平成 23 年 10 月 20 日

ご 関 係 者 各 位

株 式 会 社 ニ ッ セ ン
代 表 取 締 役 早 川 哲 生

上 記 申 立 代 理 人

弁 護 士 秋 田 真 志

弁 護 士 中 紀 人

弁 護 士 橋 本 芳 則



再生計画案提出期間伸長のご連絡

拝啓 時下益々ご清栄のことと存じ上げます。

平素は、皆様方の暖かい御支援を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、本年6月17日午後5時に大阪地方裁判所より民事再生手続開始決定を受け（同裁判所平成23年(再)第14号）、再生計画案の提出期限が本年10月7日とされておりましたが、この度、その提出期限の伸長を同裁判所へ申立て、同裁判所より、再生計画案の提出期限を平成24年2月7日まで伸長するという決定を受けましたので、御報告申し上げます。

今後は、上記伸長後の期限へ向けて再生計画案の策定に邁進して参る所存ですので、皆様におかれましては、ご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先

金子・中・橋本法律事務所

大阪市北区西天満四丁目3番25号 梅田ブラザビル別館9階

電話：06（6364）6411

添付資料

再生計画案提出期限伸長決定写 1通

平成23年(再)第14号 再生手続開始申立事件

決 定

再生債務者 株式会社ニッセン

主 文

再生計画案の提出期限を平成24年2月7日まで伸長する。

平成23年10月7日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 中 本 敏 嗣

裁判官 今 中 秀 雄

裁判官 上 村 海

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 田 邊 理 弘

